

平成25年5月15日

道路を守るため”特殊車両取締り”を実施します

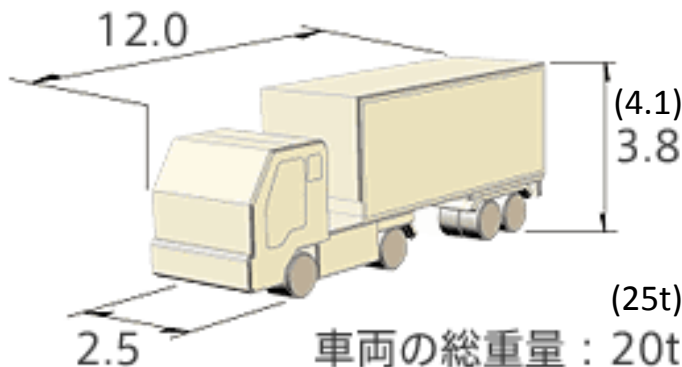
国土交通省長崎河川国道事務所は、国道34号において長崎県警交通機動隊と合同で特殊車両取締りを実施します。

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）※が車両制限令により定められています。

最高限度を超える車両が道路を通行する場合は、道路法第47条の2に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

国土交通省長崎河川国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両取締り」を警察の協力のもと実施します。

※道路法の車両制限令（昭和36年7月17日 政令第265号）で定められた大きさや重さ



一般的制限値 [単位：メートル]
但し、（ ）書きは指定道路の場合

特殊車両指導取締り予定

- 実施日時**：平成25年5月16日（木）10時00分～11時30分
但し、雨天や突発的な事情により中止する場合があります。
（現地を取材される方は、当日の8時30分～9時30分の間に実施の有無をお問い合わせ下さい。）
- 実施場所**：諫早市多良見町多良見町 国道34号
（交通機動隊敷地内）
- 実施内容**：通行車両の特殊車両のうち、道路構造物の保全や交通の危険の防止の観点から車両を選定し引き込むとともに、車両諸元の計測と許可証の検査等を行い、違反車両には警告や是正措置を求めます。
- 実施機関**：長崎河川国道事務所、長崎県警交通機動隊

【お問合せ先】

国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所

技術副所長

たのうら ほうせい

田浦 峰星

管理第一課長

かどがき かずひで

門垣 和秀

TEL：095-839-9211